

業務委託仕様書

1 基本事項

(1) 委託名

野田市直営保育所 I C T 導入及び運用保守業務委託(長期継続契約)

(2) 契約期間等

契約締結日の翌日から令和 11 年 11 月 30 日までとする。

保育システムについては令和 6 年 12 月 1 日から運用が開始できるものとする。

※本システムの利用期間は、令和 6 年 12 月 1 日から令和 11 年 11 月 30 日（5 年）までとし、継続して利用が可能であること。

(3) 履行場所

①野田市立中根保育所（野田市中根 30-1） 定員：200 名

②野田市立乳児保育所（野田市中野台 17） 定員：60 名

③野田市立福田保育所（野田市木野崎 1648-6） 定員：120 名

(4) 業務内容

①保育システム導入業務（システム構築、初期設定、機器設定支援及びネットワーク整備）

②保育システム、機器運用保守業務

2 システム内容

機能要件

（仕様書別表 1）「要件一覧」の機能を提供できること。

3 システム導入

(1) セットアップ・導入フォロー

①運用を開始するに当たり、発注者で実施する設定作業の支援を適宜行うこと。

②契約後、2 週間以内にシステム導入会議を実施すること。システム導入会議では、運用開始までの詳細スケジュール及び初期設定内容を提案し、発注者の承諾を得ること。

③導入担当者設け、全体の利用状況をシステム上で随時確認し、発注者の要求があった場合は、機能別の利用状況一覧を電子データで開示すること。また、作業が停滞している園へのフォローなど適宜行うこと。

④オンラインで各機能別の活用セミナーを定期的開催し、効果的な活用方法や他の事例を共有すること。また、上記システム導入会議の開催時に、本契約で対

象とする機能ごとのセミナー動画を提供すること。

⑤導入後も、進捗確認や進捗状況に応じたフォロー等を行うこと。

(2) 操作マニュアル

①運用開始1か月前までに操作マニュアルを作成し、提出すること。

②操作マニュアルは電子データ形式を提供すること。また、マニュアルのキーワード検索に対応すること。

③操作マニュアルは極力専門用語を用いず、ICT知識の乏しい者にも理解しやすい平易な記述とし、実際の画面キャプチャー及び操作デモ動画等を用いて分かりやすく説明すること。

④機能の修正などがあった場合には、該当部分を更新した操作マニュアルを速やかに作成し、提供すること。

(3) 研修

保育ICTシステムについて、以下のとおり研修を実施すること。

①発注者と受注者にて協議の上、研修内容及びスケジュールを作成すること。

②保育ICTシステムを使用する全職員を対象とし、操作方法の習得を目的とした研修を発注者の指定する場所で1回、原則対面式で実施すること。

③研修を行うための実機やネットワークの準備を含めた環境整備及び対応要員は受注者にて準備すること。

④保育ICTに精通した者が講師を務めること。

⑤研修時に質疑のあった内容を記録し、回答を付して発注者に提出すること。

⑥研修の日程及び時間帯は、発注者と協議し実施すること。

4 ネットワーク要件

ネットワーク構築の詳細については（仕様書別表2）「ネットワーク設計書」のとおりとす。

5 保育ICTの運用上必要となる機器類

機器類の調達については（仕様書別表3）「機器明細書」のとおりとす。

6 情報セキュリティの確保及び個人情報の保護

受注者は、委託業務の実施に当たっては、次の事項を遵守すること。

①個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、及び野田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年度野田市条例第23号）並びに野田市情報セキュリティポリシーを遵守し、個人情報及び情報資産（以下、「個人情報等」という。）を適正に取り扱わなければならない。

②受注者は、別記「個人情報及び情報資産の保護に関する情報セキュリティ特記

事項」を遵守し、個人情報保護マニュアル及び情報セキュリティに関する組織体制を契約書の最後尾に綴ること。

7 損害賠償

受注者の責めに帰する理由によって、委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は受注者が負担するものとする。また、損害が発注者の責めに帰する理由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は発注者が負担するものとし、双方の責めに帰さない事由によって生じた損害については、その額は発注者と受注者とが協議して定める。

8 委託料の支払について

発注者は請求があった時は、その日から起算して 30 日以内に支払うものとする。ただし、祝日や郵便等の都合で納付書が発注者に到達してから支払期限が著しく短期間の場合は、協議の上支払日を決定する。

9 本業務における留意事項

- ①契約については、地方自治法第 234 条の 3 の規定による長期継続契約を締結する契約となるため、契約締結日の属する翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、発注者は契約の変更、又は解除をすることができる。
- ②受注者は本仕様書、関係法令、その他関係書類に基づいて業務を履行し、発注者の指示に従い、連絡を密にして業務の進捗を図ること。
- ③本業務に従事する者は、業務の遂行に必要な知識と経験を有すること。
- ④本業務において知り得た発注者に関する情報は本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。
- ⑤契約期間中における本業務で使用するデータ、委託業務遂行のため作成された資料等の一切の所有権は、発注者に帰属するものとする。また、権利及び義務の全部又は一部を、第三者に譲渡もしくは継承させてはならない。
- ⑥本業務の成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、該当著作物の使用に関する費用の支払を含む一切の手続を受注者が行うものとする。
- ⑦本業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。ただし、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ発注者に書面により報告し、発注者の承諾を得ること。
- ⑧本仕様書に定めのない事項や業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、決定する。

別記 個人情報及び情報資産の保護に関する情報セキュリティ特記事項

1 基本事項

この契約又は協定等（以下「契約等」という。）により、野田市（以下「発注者」という。）から業務の委託又は指定管理者の指定等を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約等による業務を行うに当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び野田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年野田市条例第23号）並びに野田市情報セキュリティポリシー（以下「関係法令等」という。）を遵守し、個人情報及び情報資産（以下「個人情報等」という。）を適正に取り扱わなければならないものとする。

2 定義

この特記事項において使用する用語の定義は、関係法令等で使用する用語の例による。

3 安全管理体制

受注者は、この契約等による業務に係る個人情報等の取扱いについて必要かつ適切な措置を講じるとともに、情報セキュリティに関する安全管理体制として関係法令等及び国が定めるガイドラインに基づく組織体制、従業者への研修、漏えい及び盗難防止等の対策、情報へのアクセス制御等について書面により明らかにしなければならない。また、内容に変更がある場合、受注者は速やかに書面により発注者へ連絡しなければならない。

4 私用パソコン等の使用禁止

- (1) 受注者は、この契約等による業務に関して従業者に私用のパソコン等の機器を使用させてはならない。ただし、必要な安全管理措置を講じている等により、あらかじめ発注者の承諾がある場合は、この限りでない。
- (2) 前項ただし書の規定により従業者に私用の機器を使用した場合において個人情報等の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等が生じたときは、受注者はその使用に関する一切の責任を負わなければならない。

5 秘密の保持

- (1) 受注者は、この契約等による業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務以外の目的で使用してはならない。
- (2) 受注者は、この契約等による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約等による業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務以外の目的で使用してはならないこと及びその他個人情報等の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- (3) 前2項の規定は、この契約等が終了し、又は解除された後においても同様とする。

6 業務目的以外の利用等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約等による業務に係

る個人情報等を当該業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

7 複写及び複製の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約等による業務に係る個人情報等を複写し、又は複製してはならない。

8 個人情報等の受渡し

この契約等による業務に係る個人情報等の提供、返却又は廃棄については、受渡票等で確認し行うものとする。

9 厳重な保管及び搬送

受注者は、この契約等による業務に係る個人情報等の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等を防止するため、個人情報等の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

10 再委託の禁止

(1) 受注者は、発注者の書面による承諾があるときを除き、この契約等による個人情報等の取扱いを自ら行うものとし、その取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(2) 受注者は、発注者の承諾を得て個人情報等の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、当該委託先又は請負先に、この特記事項で要求する事項を遵守させなければならない。

11 派遣労働者等の利用時の措置

(1) 受注者は、当該契約業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

(2) 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

12 事故発生時の報告義務

受注者は、この契約等による業務に係る個人情報等の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等が生じ、又は生じた可能性があることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約等が終了し、又は解除された後においても同様とする。

13 調査等の実施

(1) 発注者は、この契約等による業務に係る受注者の情報セキュリティの運用状況に関し定期的に報告を求め、必要に応じて業務履行場所への立入調査及び監査（以下「調査等」という。）を行うことができるものとする。

(2) 受注者は、発注者から業務履行場所への調査等の申入れがあったときは、特段の理由が認められる場合を除き、協力しなければならない。

(3) 発注者は、第1項による業務履行場所への調査等による確認の結果、受注者による情報セキュリティの運用状況に瑕疵を認めたときは、期限を定めて改善を勧告するものとする。

(4) 受注者は、前項による改善勧告を受けたときは、この改善勧告に速やかに応じなければならない。

1 4 個人情報等の返還又は処分

受注者は、この契約等が終了し、又は解除されたときは、この契約等による業務に係る個人情報等を、速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

1 5 特記事項に違反した場合の契約等解除及び損害賠償

(1) 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約等の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(2) 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

1 6 違反事実等の公表

受注者が、この特記事項に違反し、契約等を解除された場合や情報セキュリティインシデントが発生した場合、発注者は、受注者の名称及び事実内容等を公表することができる。

1 7 実施責任

受注者は、受注者内における個人情報等の情報セキュリティ対策を明確にし、発注者が求めた際には速やかに報告しなければならない。

1 8 その他

受注者は、1 から 1 7 までに定めるもののほか、個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。